

告 示

埼玉県告示第千百十七号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（公社営埼玉型ほ場整備事業）

三 作業地域

羽生市大字尾崎地内

四 作業期間

平成二十七年八月二十七日から平成二十八年二月二十九日まで